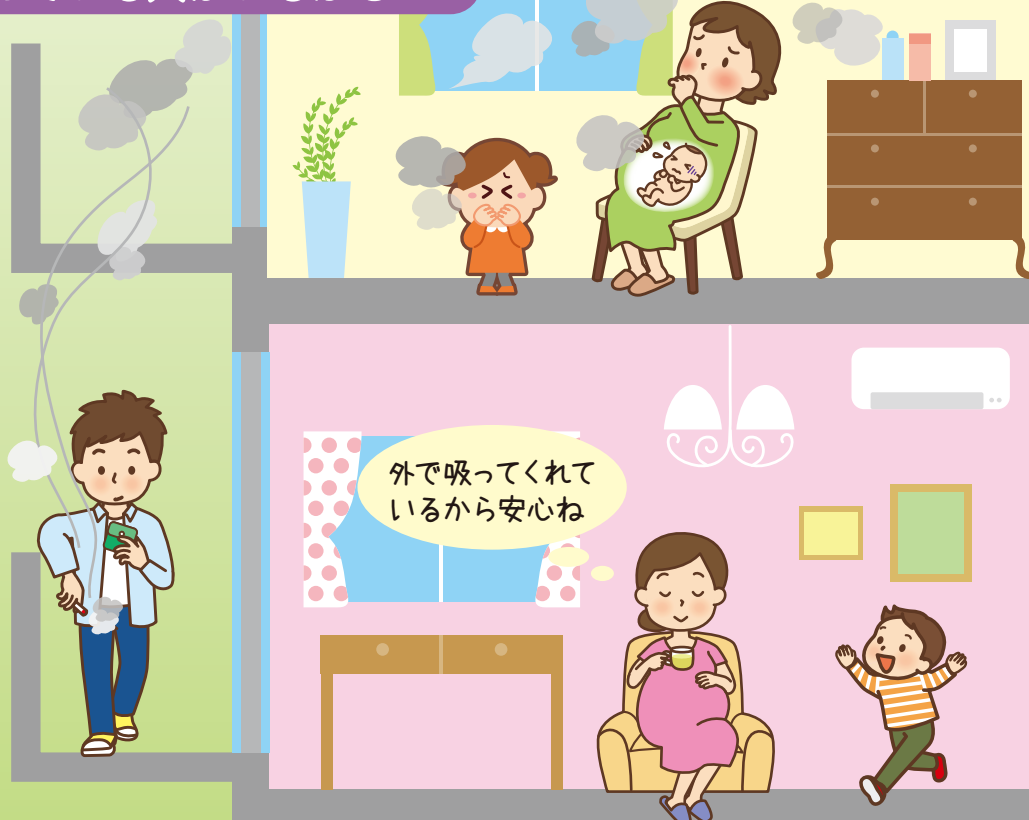


自分の家族だけ 守ればいいのか？

受動喫煙で困っている人がいるかも…



イメージ図

居住空間での喫煙について 近隣の方へ配慮をお願いします。

Q1. 私的空間での喫煙もダメなの？

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたことにより、望まない受動喫煙を防止するため、施設等の類型に応じて、敷地内や屋内での喫煙が規制されました。

私的空間については法規制の対象外ですが、**たばこを吸う際には周囲への配慮に努めていただくことが必要となりましたので、近隣の方への配慮をお願いします。**

※平成24年12月13日判決、名古屋地裁において、度重なる要請にもかかわらずベランダでの喫煙を続けたことで損害賠償が認められた事例もあります。

Q2. 新型たばこ (加熱式・電子たばこ) なら大丈夫？

新型たばこにおいても、紙巻たばこに含まれる有害物質を発生させるため、受動喫煙による健康影響を引き起こす可能性があります。

そのため、紙巻たばこに限らず、**たばこと名のつくものすべて、喫煙する際に周囲に配慮する必要があります。**



Q3. 禁煙したいけど どうすればいいの？

吹田市の禁煙支援の取組として、禁煙相談や禁煙治療に係る自己負担額の**最大1万円をキャッシュバック**する「禁煙チャレンジ」を実施しています。この機会に挑戦してみませんか？

↓詳しくはこちら

